

下記は、雇い止め問題で、当組合、宮城県労連、ストップ雇い止め！ネットワークみやぎが取り組んできた署名が累計1万筆を超え、ぜひ大野総長と直接会い、署名を直接渡し、その意義を伝え、意見交換したいと考え、大学側と折衝してきたこの間の経緯です。まだ実現していませんが、大学が誠実であるならば必ず早期に実現できるものです。引き続き、早期実現を求めます。

2020年1月20日 東北大学職員組合

雇い止め方針の見直しを求める署名を総長が直接受け取り、 総長と組合役員とで意見交換をすることに關するこの間の労使の経緯

組合は、本学の雇い止め方針の見直しを求める署名に取り組み、それを総長が直接受け取り、総長と組合役員とで意見交換をする場をもつよう大学に求めています。大学は、組合が当初提案した日程を踏みにじり、正式な団体交渉の申入れがあれば応じるとしながら、実現を引き延ばし、あるいは団交拒否ともとれるような、たいへん不当な対応を重ねています。

以下に、組合と大学との2019年12月18日～2020年1月6日夕方の「総長への署名の直接提出について」をタイトルとしたメールのやりとり、2020年1月6日のメール及び電話での確認をふまえた2020年1月6日夕方以降の「団体交渉の申入れ（総長との意見交換等）」をタイトルとしたメールのやりとりを整理します。大学は、宮城県労働委員会から不当労働行為の認定を受け、その命令を履行する義務があるにもかかわらず履行せず、中央労働委員会に再審査申立てまでして「労使関係の全体をみれば不当労働行為はない」と強弁しながら、この不誠実対応を重ねています。この現状では「ブラック企業」と言われかねません。大学が自らの対応を恥じ、直ちに不誠実な姿勢を改めることを期待します。

[1] 重なる不当対応の後、交渉申入れをすれば実現する旨の回答まで。

- ・ 2019年12月18日～2020年1月6日夕方、「総長への署名の直接提出について」をタイトルとしたメールのやりとり

2019年12月18日 14:59:35JST 組合→大学

さて、組合は、大野総長と理事の皆様へ、「立場の弱い非正規雇用職員の声に真摯に耳を傾けてください。」「雇用の安定に背を向ける現在の人事政策を転換し、全ての職員が安心して働き続けられる東北大学にしてください。」と訴える下記リンク先の署名に取り組んできました。

<http://tohokudai-kumiai.org/docs19/shomei190422.pdf>

このたび、当該署名を大野総長に直接手渡し、提出いたします。

つきましては、片山委員長の現時点での都合を確認し、委員長が大野総長に直接手渡し提出することができる日程として、下記の日程を提案いたしますので、総長の都合を確認して、12月23日（月）17時までには組合にご連絡くださいますようお願いいたします。もし、下記提案日程のいずれも大野総長の都合がつかないという場合には、総長の都合のつく日程をいくつかご案内ください。宜しく願いいたします。

記

- ・ 第1希望

(1) 2019年12月26日（木）午前

- (2) 2020年1月8日(水) 午前
- ・第2希望
 - (1) 2019年12月26日(木) 午後
 - (2) 2020年1月10日(金) 午前
- ・第3希望
 - (1) 2019年12月25日(水) 午後
 - (2) 2020年1月6日(月) 午後

2019年12月23日 15:03:18JST 組合→大学

先ほどお電話いただき、本日23日の17時を報告のメ切としている本件につきまして、上からの連絡待ちのため明日まで待つてほしいとのことでしたので、明日24日の17時まで、ということでご了解しています。明日の報告、宜しくお願いいたします。

2019年12月24日 15:36:03JST 大学→組合

ご回答が遅れて申し訳ございません。過日、ご照会のありました件名につきましては、人事労務担当理事又は人事企画部長が代理で受領いたしますので、ご了承願います。なお、都合が良い日は以下のとおりです。

【都合が良い日】

- 2019年12月25日(水) 16:00以降
- 2020年1月6日(月) 13:00~15:00
- 2020年1月8日(水) 8:30~12:00

2019年12月24日 17:03:16JST 組合→大学

組合は、あくまで総長が直接受領することを求めています。誤解の余地はありません。昨日、大学から組合に、上からの連絡を待つため一日待つてほしいとお願いされました。その経緯を省略されていたので補いました。本日の通知からは、総長の都合ではなく理事・部長が代理受領する都合について連絡を待つていた、と理解する他ありません。年内の組合提案日程が迫る中の不誠実対応であり嚴重に抗議します。

引き続き、優先順に12月26日午前、1月8日午前、12月26日午後、1月10日午前、12月25日午後、1月6日午後についての総長の都合を回答するよう、また、そのいずれも総長の都合がつかないならば総長の都合のつく日程をいくつか案内するよう求めています。

明日昼12時までにご回答ください。

2019年12月24日 17:39:10JST 大学→組合

署名の受領につきましては、貴組合からの申し越しを総長へ相談し、受領のみであれば、代理の者(理事等)で良いというものでした。したがって、先ほどの回答となった次第です。どうぞよろしくお願いたします。

2019年12月24日 18:13:47JST 組合→大学

総長から聞いて先ほどのように回答した、とのことですね。

もちろん、お忙しい総長がもう少し時間をとっていただけるならば、組合としては、署名の趣旨を今日の時点に立って一定の補足もしつつお話しし、また、総長の見解もお伺いし、意見交換もしたいと思っています。常々、交渉の場には総長にお出でいただけるようお願いしてい

るのでから当然です。

総長に今回求められているのが受領のみでなく、もっと充実した場であれば、今回の署名の直接受領に自身が応じたい、と総長はお考えだと、私たちは受け取って宜しいのですか。

2019年12月25日 12:55:34JST 大学→組合

今回の申し越しは、大学として、受領(手交)と理解しておりました。

「雇い止め」方針についての交渉(意見交換?)ということであれば、団体交渉の場で対応することかと考えます。受領(手交)のみであれば、人事労務担当理事又は人事企画部長が代理で受領いたしますので、よろしくお願いいたします。

2019年12月25日 17:10:19JST 組合→大学

「受領のみ」を強調して総長に相談したのでしょうか。組合は総長の「直接受領」の話をしていますが、「受領のみ」とは言っていません。多少とも会話はします。先の大学回答で、総長が受領のみならば代理で良いと言っているということなので、もう少し充実した会話はもちろんであることを返しました。「受領のみ」と矮小化した上で、受領だけならば総長は対応せず、受領に留まらないならば別途の申入れをせよ、というのは、不誠実きわまりない対応です。嚴重に抗議します。

間に人事企画部が入ることによって総長との意思疎通が混乱するのは困ります。直接総長と話をさせてください。

総長だからこそ直接渡し、多少とも会話はしたい、という趣旨を総長に確実に伝え、明日12月26日、昼12時までには当初の提案日程に対して総長の都合を、いずれも不可なら日程案を、回答することを求めます。

2019年12月26日 10:31:07JST 大学→組合

先日のE-mailで回答いたしましたが、「雇い止め」方針についての交渉(意見交換)ということであれば、団体交渉の場でお願いいたします。

なお、この内容につきましても、総長へお話を入れていますことを申し添えます。

2019年12月26日 11:18:38JST 組合→大学

組合が求めている内容は明確だと思いますし、引き続き、本日昼12時までには誠実な回答を求めます。「この内容について総長に話を入れている」とのことですが、総長に、翻訳後の説明だけではなく原典を見ていただくようお願いいたします。知らずに対応できないのと知っていて対応しないのでは総長の倫理として雲泥の差があります。

さて、補佐からのお願いが「『雇い止め』方針についての交渉(意見交換)ということであれば、団体交渉の場で」ということは文言からわかります。しかし、それが総長の意思であるかどうかはわかりません。

組合が総長に求めている内容、つまり、「総長だからこそ当該署名を直接受領していただき、かつ、多少とも総長と組合とで会話はする」、ということについて、この間の大学側回答を総合すると、総長の回答は、

- 1) 受領だけならば代理受領とする。
- 2) 会話の内容が少しでも「雇い止め」方針に関わるならば総長自身による受領に伴うその会話は拒否する。
- 3) 「雇い止め」方針についての交渉(意見交換)については、団体交渉の場で行うべきであり、その交渉に総長が出席する。

ということでしょうか。(1) かつ2) かつ3))

あるいは、1) 、2) はそのとおりであるものの、3) については

- ・「雇い止め」方針についての交渉(意見交換)については、団体交渉の場で行うべきだが、その交渉に総長が出席するとは限らない。

ということでしょうか。(補佐のお願いが、ではなく、総長の回答が、です。)

総長の意思がわかるように回答してください。

2019年12月26日 12:58:34JST 組合→大学

ご存じとは思いますが、以前、大野総長と組合役員が大学本部にてお会いしたことはあります。その際は花束を差し上げ暫時会話をし写真も撮らせていただきました。今回総長に手渡すものはその時と同じではありませんが、総長と組合役員が会うことは前例もあり、また、そもそも問題のあることではありません。花束があった方がより良いということならば楽しんで用意したいと思いますのでアドバイスをお願いします。

さて、本来12月23日が〆切だったところ「上からの連絡待ち」との大学の申出で順延しましたが、結局不当対応による遅延が重なり、本日26日昼12時までにも誠実な回答がなかったことに対して厳重に抗議します。

あわせて、組合が申し入れた日程のうち、本日午後もすでに事実上無理と判断せざるを得ませんので、組合希望日程の各(1)が総長の都合が示されないままに失効させられていることについて厳重に抗議します。現在残っている選択肢は、優先順に下記のとおりです。

- ・1月8日(水) 午前
- ・1月10日(金) 午前
- ・1月6日(月) 午後

明日12月27日(金) 昼12時までには下記アドレス宛のメールにて組合の求めに対応した誠実な回答をすることを求めます。

(※この整理では上記の「下記アドレス」は省略します。)

2019年12月27日 12:18:17JST 大学→組合

これまでの回答のとおり、受領(手交)のみであれば、人事労務担当理事等が代理で受領いたします。雇止め方針についての交渉(意見交換)であれば、団体交渉の場でお願いたします。回答にあたっては、総長に相談のうで回答しております。

なお、団体交渉への総長の出席につきましては、その都度、総長に確認をしているため、現時点ではお答えできません。

2019年12月27日 15:55:54JST 組合→大学

「これまでの回答のとおり」ではだめです。そのような対応を繰り返すのなら、組合窓口担当を交代してください。石寄・山中総合法律事務所はこのやり取りのことを知っていますか。同事務所との委託関係は、こういった対応にも及ぶのでしょうか。組合は、不誠実対応に対しては厳重に抗議し、誠実対応を求め続け、労使の経緯を累々と明記します。中労委も知るようになるかもしれません。

1月8日(水) 午前、1月10日(金) 午前、1月6日(月) 午後のいずれかの日程で総長が署名を受領し、かつ、総長と組合側で多少とも会話をする、ということについて、引き続き実現を求めます。

本来の回答期日は12月23日でしたが、誠実な回答は遅延を続け、前半の期日は失効させられています。失効した日程も含め、いずれの日程についても、総長にとって物理的に不可能な日程だとは聞いていません。引き延ばしはやめてください。物理的に不可能な場合、総長が可能な日程の提案を求めています。それについて大学から提案がされたことはありません。「受

領のみ」ではなく総長と会話もするので、代理ではなく総長自身による対応を求めています。大学は「団体交渉で」と提案しながら、その団体交渉で総長と会えるという保障をしないので、やはり総長自身による対応を重ねて求めます。これら大学の対応の一つ一つが不誠実対応であり、こういった対応を繰り返す以上、組合窓口担当を交代すべきだ、と冒頭述べました。

本日 17 時までメールによる誠実回答を求めます。

なお、総長への相談にあたっては、翻訳のみでなく、このメールの全文を示して相談し、回答も総長の考えが明確にわかる表現をするよう重ねて求めます。

2019 年 12 月 27 日 17:04:03JST 大学→組合

繰り返しになりますが、受領(手交)のみであれば、人事労務担当理事等が代理で受領いたします。雇止め方針についての交渉(意見交換)であれば、団体交渉の場をお願いいたします。回答にあたっては、総長に相談のうえで回答しております。どうぞよろしくをお願いいたします。

2019 年 12 月 27 日 17:56:09JST 組合→大学

「これまでの回答のとおり」同様、「繰り返し」もダメです。組合が丁寧に縷々対応していることに対して何ですか。まったく不誠実です。搾取とたたかい、すなわち自由な時間を求める労働者側に対して、時間ドロボーのような、挑戦的な対応です。

組合は匙を投げたりはしません。下記本日 16 時前頃の組合側の通知は、大学対応がまったく代わり映えしないので、引き続きまったく同じことを求めます。

(※上記が年末最終日の時間外、下記が年末年始休業後の初日。下記は事実上「翌日」。)

2020 年 1 月 6 日 11:37:42JST 組合→大学

さて、「受領(手交)のみであれば、人事労務担当理事等が代理で受領いたします。雇止め方針についての交渉(意見交換)であれば、団体交渉の場をお願いいたします。回答にあたっては、総長に相談のうえで回答しております。」との繰り返し回答を昨年いただいておりますが、「受領のみ」ではなく、総長ご自身との一定の会話を求めていることを明確にしているのが第 1 文はあまりに的を外しています。総長監修のもとでそのような回答をすることは到底思えません。組合は、団体交渉への総長の出席を常々求めています。本件受領と会話の場については、それが団体交渉であっても良いですが、団体交渉であることを条件とはしていません。「お願い」ということであればその「お願い」に固執しないでください。無理難題を求めているわけではありません。日程調整次第だと思います。組合は、「総長への相談にあたっては、翻訳のみでなく、このメールの全文を示して相談し、回答も総長の考えが明確にわかる表現をするよう」求めています。総長に相談のうえで回答は曖昧です。組合が求めているのが「総長が組合から署名を直接受領し、その際組合と一定の会話をすること」「それが交渉であることは必須ではないが、総長の対応は必須であること」について総長にきちんと伝えているかどうか、それに対して総長がどう答えているか、わかるようにご説明ください。

これまでの申入れ日程が徒過していることについては抗議します。

1 月 8 日(水) 午前、1 月 10 日(金) 午前、1 月 6 日(月) 午後のいずれかの日程で総長が署名を受領し、かつ、総長と組合側で多少とも会話をすることについて、引き続き実現を求めます。第 3 順位ではありますが、本日午後は目前です。

本日 17 時までメールによる誠実回答を求めます。ただし、本日午後の都合については今、電話して確認します。宜しくをお願いいたします。

2020 年 1 月 6 日 13:39:49JST 組合→大学

今しがた電話にて伺ったことを備忘録的に記録しておきます。

- ・下記本日の私からのメールについては、本日 12：30 以降に読むことができ、これからの確認となるが、部長にも確認していただく。
- ・総長が対応するにせよ、日程としては、総長だけでなく下間理事も同席することができる日程での対応となる。
- ・総長への都合伺いについては、組合提示の日程は総長に示してある。
- ・総長等の本日の都合については本日あらためて確認して組合に連絡する。
- ・組合提示の 1/8 午前、1/10 午前の総長等の都合については、本日 17 時までには組合に連絡する。

上記伺いました。

これを整理して気づいたのですが、総長と下間理事のいずれかの都合が見つからない場合、「総長等の都合が見つからない」、という結論になる組み立てです。組合は総長のみの対応が良いのですが、大学側のその組み立てで組合役員が納得し得るかどうかは、組合内で確認します。

今、少なくとも言えることとして、「総長等の都合が見つからない」、という場合に、「総長の都合が見つからない」のか、「下間理事の都合が見つからない」のか、わかるようにご回答ください。宜しくお願いいたします。

その他、下記本日 11：37 付でのメールをふまえ、繰り返しではない、明晰な大学回答を宜しくお願いいたします。

(※上文末尾の「下記」とは 2 つ上の「**2020 年 1 月 6 日 11:37:42JST 組合→大学**」のこと。)

2020 年 1 月 6 日 16:00:24JST 大学→組合

繰り返しの回答ですが、雇止め方針についての交渉(意見交換)であれば、団体交渉の場で署名を受領し、意見を交換させていただきます。

2020 年 1 月 6 日 17:52:41JST 組合→大学

本日の回答を受け、16：20 頃、電話にて確認したことを下記のとおり整理しておきます。

- ・本日の大学回答の「雇止め方針についての交渉(意見交換)であれば、団体交渉の場で署名を受領し、意見を交換させていただきます。」の主語は「総長が」である。
- ・したがって、その趣旨で団体交渉の申入れがあれば、日程調整の上で、総長自身が署名を直接受領し、組合と意見交換する。
- ・大学としては、この間、再三その旨回答してきたつもりである。
- ・組合からはその趣旨での交渉申入れはまだ受けていない。
- ・受領のみならば総長である必要はなく意見交換もあるならば交渉でしかあり得ない、との判断は、総長と下間理事を含む場で大学執行部として判断している。この間の組合とのやりとりの内容は総長自身が承知している。

また、連絡します。

2020 年 1 月 6 日 18:29:35JST 組合→大学

(※冒頭の「下記」とは、大学からの電話内容「**2020 年 1 月 6 日 17:52:41JST 組合→大学**」のこと。)

この後、下記の経緯をふまえて、団体交渉申入書を別のメールでお送りします。時間外のところ、本日付けでの申入れとなりますが、宜しくお願いいたします。

[2] 大学が自ら約束した交渉での実現を守らない姿勢

- ・ 2020年1月6日のメール及び電話での確認をふまえて、同日夕方に組合が大学に申し入れた「団体交渉の申入れ（総長との意見交換等）」をタイトルとしたメールのやりとり

2020年1月6日 18:30:01JST 組合→大学

さて、下記のとおり、組合から大学側に団体交渉を申し入れます。
今回は、総長と組合役員とが直接、署名の受け渡し及び意見交換を行う、ということが事項となります。宜しく願いいたします。

2020年1月6日

国立大学法人東北大学
総長 大野 英男 殿

国立大学法人東北大学職員組合
執行委員長 片山 知史

団体交渉の申入れ

本学における雇い止めや無期転換をめぐる問題に関係して、昨年12月18日以降、組合から大学に、大野総長に署名を直接提出して意見交換をすることについて申し入れ、組合の希望日程として、第1希望（12月26日午前、1月8日午前）、第2希望（12月26日午後、1月10日午前）、第3希望（12月25日午後、1月6日午後）を示してきました。

本日、大学側から、総長自身の判断として、雇い止め方針についての交渉（意見交換）であれば、総長自身がその団体交渉の場で署名を受領し組合と意見交換することが回答されました。また、それには組合が正式に交渉申入れをすることが必要であるとの認識が示されました。

つきましては、下記の通り、団体交渉を申し入れます。

交渉日程については、現時点では労働協約所定の「1週間前」を満たしていませんが、この間希望してきた日程のうち現在残っているものを提示いたします。そのいずれについても総長の都合がつかない場合、総長の都合のつく日程をいくつかご案内くださいますようお願いいたします。

記

1. 交渉事項

- ・ 本学における雇い止め方針について
（総長に署名を提出し、総長と組合役員とで意見交換します。）

2. 日時

- ・ 1月8日（水）午前
- ・ 1月10日（金）午前

2020年1月7日 19:18:32JST 組合→大学

本日午後、補佐に電話して聞いたところ、大学側の本日の打合せで検討した結果、明日午後については不可となったとのことでした。また、17:20頃にも電話して金曜日の可否についての検討状況を聞いたところ、金曜日の可否については本日は検討しておらず、金曜日の前には

検討して組合に連絡する、とのことでした。その話の中で、総長の日程には、あらかじめ余裕をもって決まるのではなく目前になってから決まるものが多く、組合との本件日程調整についても、直前になってたまたま開いてるところに入れることになる、と言っているように感じました。そうであるならば、組合は断固抗議します。

組合の希望日程は早くから伝え、総長からの他の日程の提案も可能にしています。その延長線上で、かつ、大学回答に応じて、正式な団体交渉として申し入れています。労使の事前了解のもと、総長が直接対応することを前提とした交渉です。なぜ、実際の交渉日程調整にあたって組合希望日程への優先的配慮は一切なく、その一つ一つの目前に至って、他の予定がなく結果として開いているかどうかによって採用の可否を決め、不可を告げる際にも代替案を示さないのでしょうか。

金曜日のお話ですので、明日1月8日（水）17時までに、以下について回答するよう要求します。

- ・1月10日（金）午前に総長の都合がつかずならば、具体的な時間帯の案
- ・総長の都合がつかない場合、総長の都合がつかず複数の日程案

2020年1月8日 13:14:59JST 大学→組合

申し入れのありました団体交渉をお受けするにあたり、これまでどおり、申し入れは、団体交渉に関する協定により、申入側が少なくとも1週間前までに日時を相手方に通知して行うことになっておりますので、同協定に則り、交渉日等を改めてご提示くださいますようお願いいたします。

2020年1月8日 14:32:15JST 組合→大学

この間のやりとりも下記リンク先のとおりですが、それが労使交渉であることに違いはありません。そのやりとりについては総長も承知している、と補佐から聞いています。

http://tohokudai-kumiai.org/docs20/mail200106_1825.pdf

本日13:27頃だったと思いますが、このメールを知り、すぐ人事給与課に電話したところ、補佐は不在だったので「馬鹿にするな。すぐ電話よこせ。」と伝言しました。

1分程後には補佐から折り返しの電話をいただいたので、再度「馬鹿にするな」と言いました。それに対して、補佐から、これまでのやりとりは、日程のすべては総長も知っているが、当初のやりとりは交渉についてのもではなく、交渉についてはあらためて少なくとも1週間前までに、ということであり、「そういう判断をした」と聞きました。「それは総長の判断か」と質問したところ、「結局は総長の判断ということになる」と言うので、「結局は、ということは、総長は知らないかもしれない、ということか」と質問したところ、「総長の判断だ」ということでした。

こちらから、この間の労使交渉の経緯がありながら、今、1週間余裕をもった交渉申し入れをあらためてせよというのは屁理屈だ、と何度か言い、補佐は納得しないようなので「このことを公開する」と言いました。

「1週間の余裕をもった団体交渉の申し入れとしてすべきだ」、という論には一般的には一理あるでしょう。労働協約上の原則でもあります。しかし、それならば、昨年12月18日に組合が申し入れたことに対して、翌日にはその旨回答して然るべきものです。なお、労働協約は、1週間の余裕について例外も規定しています。

大学は、組合の昨年12月18日以来のこの申し入れに対して、再々の遅延の後、年を越して、1月6日に至って、団体交渉として申し入れれば実現する、と回答しました。しかも、その段階では1月8日での実施も1月10日での実施もあり得るとのことでした。その回答を受けて、時間外にはなりましたが1月6日のうちに組合は当該団体交渉を申し入れました。それにもかかわらず、大学は、1月7日午後の段階で、1月8日の実施は不可だと回答しました。それ自体いかなるものかと思いますが、それでもその段階では、1月10日の実施はあり得る、という

ことでした。

それが、本日に至ってこの対応ですか。

「1月10日は総長の都合が悪い」ということで、別途複数日程が提案されるならば、この間の労使交渉の経緯に照らしてわかりますが、これでは、さんざん引き延ばした上で、一旦門前払いしようとしているようなものではないですか。大学は「労使交渉全体の経緯に照らせば不誠実対応はしていない」という主張をお持ちのようですが、このような対応が労使交渉における誠実対応としてあり得るのでしょうか。

組合は、現時点でも、このような不誠実が、総長ご自身の判断ではないことを信じたいと思っています。しかしながら、労使関係における大学の責任ある窓口である補佐が「総長の判断だ」と言うので、本来の全希望日程も労使交渉の経緯も承知の上で、総長がこのように対応していることに対して、その不誠実を糾弾します。

その上で、総長に署名を直接渡し、意見交換をしたいという組合の思いはまったく変わりませんし、事実上その合意はあり、その趣旨で団体交渉を申し入れた事実も変わりませんので、引き続き、具体的な日程の調整をします。

大学側も、ぜひ総長の都合がつく日程をいくつかお知らせください。

2020年1月9日 17:32:08JST 組合→大学

労使交渉の経緯にもとづき、総長に署名を直接提出し、総長と意見交換をすることを事項とした団体交渉の申入書を1月6日に提出しています。本日は、その一環で、組合から大学に「団体交渉日程の追加日程」を提出いたします。

あらたな希望日程としては1月22日（水）の午後です。日程案が1つで申し訳ありませんが、先般苦労して提案した諸日程が、総長の都合を検討する前の段階で、いわば、たなざらしとなり実現できなかったため、今回はいっそう苦労して日程を提案しています。1月22日の午後に総長の都合がつかない場合、総長の都合のつく日程をいくつか教えてくださいますようお願いいたします。

2020年1月9日

国立大学法人東北大学
総長 大野 英男 殿

国立大学法人東北大学職員組合
執行委員長 片山 知史

団体交渉日程の追加提案

下記1月6日の交渉申入れに対して、大学側から1月8日に「申し入れのありました団体交渉をお受けするにあたり、これまでどおり、申し入れは、団体交渉に関する協定により、申し入れ側が少なくとも1週間前までに日時を相手方に通知して行うことになっておりますので、同協定に則り、交渉日等を改めてご提示くださいますようお願いいたします。」との回答がありました。これは、今回の交渉申し入れにいたる労使交渉の経緯に照らして非常に不当なものであり、ただちに抗議しました。その連絡に際して、人事給与課から口頭で、この回答はあらためて交渉申入書の提出を求めるものではなく、総長のために予備折衝を含めて然るべく準備した交渉を行うために追加日程の提案を求めたものである旨を聞きました。そうであるにせよ、交渉申入れ後、1月10日の日程については検討せずに労使交渉の積み重ねを反古にする対応であり、非常に不当であることは変わりません。県労委が不当労働行為を認定した後に、さらに不誠実な対応が続いていることに対して、ここにあらためて抗議します。

同時に、本学の雇い止め方針に苦しむ准職員・時間雇用職員のため、総長に直接署名を渡し、

総長と組合役員で意見交換をしたいという我々の思いはまったく変わりません。この総長との交渉の実施については労使で事実上合意があり、その上で交渉申入れをした事実も変わりません。したがって、昨日中に、引き続き本交渉の具体的な日程調整を進めることについて大学側にも協力を求めています。

下記のとおり、組合側から追加の交渉日程を提案します。

総長の都合がつかない場合、総長の都合のつく日程をいくつかご案内くださいますようお願いいたします。

記

1. 日時（追加提案）

- ・1月22日（水）午後

2020年1月14日 16:05:45JST 組合→大学

先ほど電話にて、下記1月9日（木）夕方にお送りしたメールが届いていることを念のため確認し、その際、提案した1月22日の日程の可能性について伺ったところ、「上と相談中で何とも言えない」とのことでした。またお伺いしますので、宜しく願いいたします。

2020年1月15日 09:21:04JST 大学→組合

過日、申し入れのありました団体交渉につきましては、以下の日程のとおりお受けいたします。

なお、総長ご了承のうえ、当日は、団体交渉に関する協定に則り、大学が選任した交渉委員により対応いたします。どうぞよろしく願いいたします。

【日時】1月22日（水）14:00～

【場所】片平会館

2020年1月15日 10:50:48JST 組合→大学

（※文中「下記」とは上記「2020年1月15日 09:21:04JST 大学→組合」のこと。）

先程10:35頃に伝言いたしました、下記の文言中、意味のわからない箇所があり、今回の交渉の本旨に関わる非常に重要な点ですので、至急確認が必要です。至急ご回答宜しく願いいたします。

それは、「総長ご了承のうえ、当日は、団体交渉に関する協定に則り、大学が選任した交渉委員により対応いたします。」という回答中の「大学が選任した交渉委員」の中に「総長が必ず含まれるのか否か」です。

本交渉は、総長ご自身が署名を受け取り、かつ、総長ご自身が組合役員と意見交換することを必須の要素としています。この「大学が選任した交渉委員」という文言に総長が含まれないとは限りませんが、常々、大学は、組合が総長の出席を求めた交渉に対して、総長を含まない交渉委員で対応し、「大学が選任した交渉委員」だと説明しているので、今回は総長の出席が確保されているかを明示的に確認します。

宜しく願いいたします。

2020年1月15日 12:07:40JST 組合→大学

（※冒頭の「このメール」は上記「2020年1月15日 10:50:48JST 組合→大学」のこと。）

このメール発信の直後、電話をいただき、「今回のこの交渉には総長は出席しない」と聞きました。また、それは「総長自身の判断」とのことでした。しかも、「この間の労使の経緯にもとづいて、『きちんと申し入れた団体交渉の形式でならば総長が直接署名を受領し組合と意

見交換する』旨大学が発言したことを受けて、この交渉を申し入れていることを知った上での総長自身の対応」とのことでした。

その電話で、それについて抗議し、また連絡する旨告げました。

その連絡をいたします。

今回申し入れた団交は、総長の判断として大学が言明したことに則って、総長自身の出席を必須要素として申し入れているものです。交渉出席は総長自身の約束です。総長の出席を拒否することは本件団交申入れの本旨に照らして団交拒否です。大学は、「労使交渉全体の経緯を見れば誠実交渉をしてきた」と現に中央労働委員会に向かって主張していますが、その「誠実」の内実を露呈するものです。

組合が団交拒否を許すことはありません。総長との本件団交実現の匙を投げることもありません。大学のこの不誠実対応に対して嚴重に抗議し、引き続き、本団交申入れに対してきちんと応諾すること、すなわち、本団交への総長の出席を求めます。

現状で、不誠実な意思表示はありましたが、総長の都合が悪いという回答はなく、1月22日（水）14時から交渉ができるという回答であり、交渉委員に総長を含めれば申入れの本旨に基づいた交渉となります。1月22日（水）14時から交渉を実施する組合側の体制は維持しています。交渉申入れに際して約束された「きちんと申し入れた団体交渉の形式でならば総長が直接署名を受領し組合と意見交換する」という対応をすることを重ねて求めます。重ねて強調しますが、本交渉への総長の出席は本交渉の本旨であり必須要素です。

2020年1月15日 17:04:43JST 大学→組合

昨年12月27日に回答したとおり、団体交渉への総長の出席につきましては、その都度、総長に確認をしております。

今回の団体交渉につきましても、団体交渉に関する協定に則り、大学が選任した交渉委員により対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

2020年1月15日 19:21:22JST 組合→大学

本日口頭で「今回のこの交渉に総長は出席しない」と聞いています。その流れで「昨年12月27日に回答したとおり」云々ということでしょうか。それとも、「今回のこの交渉に総長は出席しない」と回答したことを否定した上での回答でしょうか。前者ならばまともに労使交渉できる相手との交代を求めます。後者ならば、「1月22日14時からの本団体交渉への出席について総長に確認した結果、総長を含む交渉委員により対応することになっている」、という可能性があります。

どちらですか。

昨年12月18日以降の労使間のやりとりを経て、本年1月6日の16時頃

繰り返しの回答ですが、雇止め方針についての交渉(意見交換)であれば、団体交渉の場で署名を受領し、意見を交換させていただきます。

との大学回答があり、それに対して、同日16:20頃、電話にて確認したことを

- 本日の大学回答の「雇止め方針についての交渉(意見交換)であれば、団体交渉の場で署名を受領し、意見を交換させていただきます。」の主語は「総長が」である。
- したがって、その趣旨で団体交渉の申入れがあれば、日程調整の上で、総長自身が署名を直接受領し、組合と意見交換する。
- 大学としては、この間、再三その旨回答してきたつもりである。
- 組合からはその趣旨での交渉申入れはまだ受けていない。

- ・受領のみならば総長である必要はなく意見交換もあるならば交渉でしかあり得ない、との判断は、総長と下間理事を含む場で大学執行部として判断している。この間の組合とのやりとりの内容は総長自身が承知している。

と整理して通知した上で、同日夜になりましたが、本団体交渉の申入れをしています。

それに対して、大学側から1月8日に

申し入れのありました団体交渉をお受けするにあたり、これまでどおり、申し入れは、団体交渉に関する協定により、申し入れ側が少なくとも1週間前までに日時を相手方に通知して行うことになっておりますので、同協定に則り、交渉日等を改めてご提示くださいますようお願いいたします。

との労使間の経緯を踏みにじり、人を馬鹿にしたような回答があり、それに対してただちに抗議しましたが、その後、大学としては、実質的には1週間余裕をもった日程提案を希望しているものだという説明があったので、抗議は抗議として、努力して調整し、翌1月9日には、1月22日午後を新たに提案しました。

組合は、本交渉の本旨は「総長と直接」であることを重ね重ね通知しています。

この期に及んでそれを知らないとは言わせません。万一知らないというのなら、総長と組合の間に立ちはだかっていること自体が本交渉の妨害というものです。

もちろん、「その交渉委員として総長が出席する」、ということならば話は別です。まさか誤解はないと思いますが、組合が本交渉への大学側出席者として必須であると求めているのは総長のみです。他の参加者もいてかまいませんが必須ではありません。なぜならば、「総長に署名を直接渡し、総長と組合役員で意見交換をする交渉」だからです。組合はもともと「総長に署名を直接渡し、総長と組合役員で意見交換をする場」を団体交渉に限ってはいませんが、それがその趣旨で正式に申し入れられた団体交渉であるならば行う、それが総長の意思だ、と言って本交渉の申入れに導いたのは大学自身です。

これだけ引き延ばしている中で、大学は、1月22日午後、総長の都合が悪いとはひと言も言っていない。物理的には、総長が1月22日14時から交渉に出席することは可能なのですよね。1月22日14時からの本団体交渉への出席について総長に確認し、その結果、総長を含む交渉委員により対応することになっている、ということですか。

2020年1月17日 10:16:17JST 大学→組合

繰り返しになりますが、総長に確認のうえ、今回の団体交渉につきましては、団体交渉に関する協定に則り、大学が選任した交渉委員により対応いたしますので、よろしくお願いいたします。

2020年1月17日 10:40:36JST 組合→大学

(※冒頭の「下記、質問」は「**2020年1月15日 19:21:22JST 組合→大学**」の冒頭から「どちらですか。」までの部分。)

下記、質問の「どちらですか」に対する回答は、どちらですか？

2020年1月17日 16:49:07JST 大学→組合

総長に確認のうえ、今回の団体交渉につきましては、総長は出席せずに、団体交渉に関する協定に則り、大学が選任した交渉委員により対応いたしますので、よろしくお願いいたします。